



# 産業保健3事業の一元化 ⇒“産業保健活動総合支援事業”へ

## 産業保健推進センター・連絡事務所と地域産業保健センターの総合的な運営 ：産業保健活動支援の“ワンストップサービス”の実現に向けて～

平成25年6月28日に公表された厚生労働省の「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」〔座長：相澤 好治（学）北里大学 名誉教授〕の報告書〔※以下に骨子を記載〕に基づき、厚生労働省は産業保健活動を支援する「産業保健推進センター事業」「地域産業保健事業」「メンタルヘルス対策支援事業」の3事業の一元化に向けた準備を進めてきましたが、この一元化を具体化する「産業保健活動総合支援事業」が平成26年4月からスタートします。

これに伴い、全国の産業保健推進センター・連絡事務所はいずれも「産業保健総合支援センター」と名称を変え、当センターの名称も平成26年4月から“神奈川産業保健総合支援センター”に変わります。

### ※[報告書の骨子]

#### 1. 課題

- 労働者数50人未満の小規模事業場の労働者の健康管理は不十分。また、事業者の行うメンタルヘルス対策や化学物質等の有害要因への対策など総合的な支援が十分でない。
- 三事業のそれぞれの違いが利用者から見てわかりにくい。各事業が独立・分立している現状下、総合的な支援が提供できていない。
- 地域産業保健事業・メンタルヘルス対策支援事業は単年度毎の調達を行っているため、事業運営が不安定であり、専門的な人材の確保が困難となっている。
- 産業保健推進センターの体制の縮小により、事業実施機能が低下し、真に必要な研修・相談ができていないほか、医師会等関係機関との連携に支障をきたしている。

#### 2. 今後の方向性

- 三事業を一元化して、心とからだの一元的相談などを、ワンストップサービスとして支援を提供すべきである。また、一元化後の事業は(独)労働者健康福祉機構が実施主体となり、医師会が専門性を生かし積極的に関与して事業を実施する体制とするべきである。
- 単年度の事業実施方式を改め、安定的・継続的に実施して、必要な人材の確保ができる方式にするべきである。
- 事業の管理部門について効率化しつつ、各都道府県に事業実施の拠点を設置し、必要な人員・機能を確保すべきである。また、地域の小規模事業場が利用しやすい事業とするため、地域の区域ごとに活動拠点(これまでの地域産業保健センターのこと)を設置し、ワンストップサービスを提供するべきである。

## 平成26年度 新産業保健活動総合支援事業の骨子について

- 目的：事業場の行う産業保健活動について、47都道府県全てに産業保健に関する拠点を置き、総合的な支援を行うことにより、労働者の健康の確保に資する。
- 事業内容：47都道府県に設置する産業保健総合支援センター及び地域の窓口により、従前の産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、地域産業保健事業を継承した産業保健活動総合支援事業を一元的に実施する。
- 運営：労働者健康福祉機構は、関係医師会から推薦を受けた運営主幹等の専門的業務に関する助言と参画のもとに事業実施の調整にあたり、労働衛生関係団体の助言を踏まえて、産業保健活動総合支援事業を運営する。
- 行政との連携：事業の目的を達成するために、都道府県労働局及び労働基準監督署は積極的な支援を行う。

### 資料1

## 産業保健活動総合支援事業の業務内容(案)

### 都道府県拠点の業務

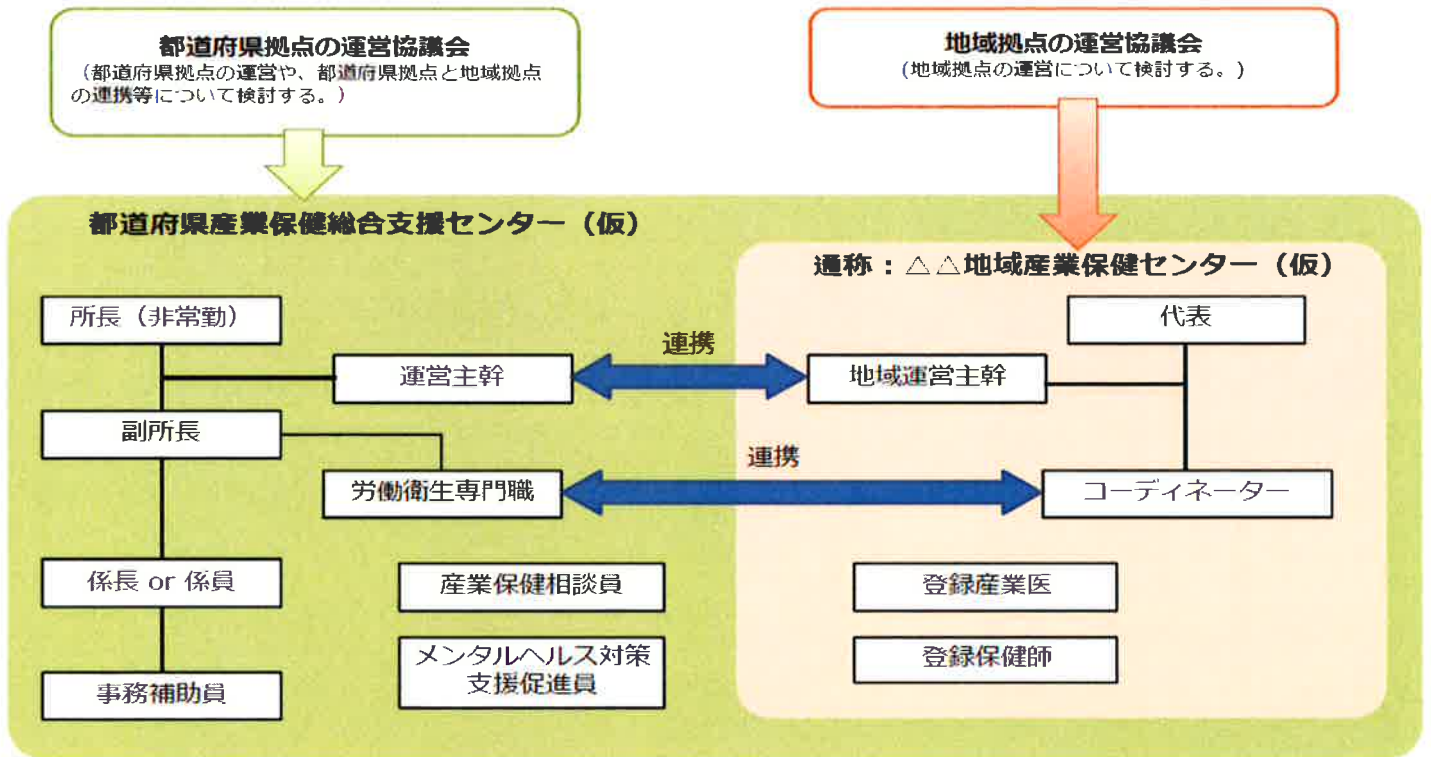
- ▶ 産業保健関係者からの専門的相談対応  
産業保健関係者からの産業保健に係る専門的相談への対応、事業場訪問による実施相談を行う。  
※地域拠点で受け付けた相談のうち、地域拠点では対応困難なものを引き継ぎ、都道府県拠点で総合的に対応する(ワンストップサービス)。
- ▶ 産業保健スタッフへの研修  
産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、研修を行う。
- ▶ 事業者に対する啓発セミナー(事業者向けセミナー)  
事業者の労働者の健康管理等に関する理解を促し自主的な取組を推進するため、セミナーを開催する。
- ▶ 労働者に対する啓発セミナー(労働者向けセミナー)  
労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等に関する理解を促すため、セミナーを開催する。
- ▶ 事例検討会  
産業保健関係者等を参集し、メンタルヘルス対策等産業保健に関する事業場の事例等について討議検討する。
- ▶ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援  
中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため、事業場を訪問し、事業場のメンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援する。
- ▶ 管理監督者向けメンタルヘルス研修  
中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等に対してメンタルヘルス教育の方法について研修する。
- ▶ 産業保健に関する情報提供  
WEBやメールマガジンによる地域の産業保健に関する情報提供、リーフレット等を用いた広報啓発などを行う。
- ▶ 都道府県拠点の運営協議会  
都道府県拠点の事業運営や、都道府県拠点と地域拠点の連携等について検討する。

### 地域拠点の業務

- ▶ 小規模事業場の事業者からの相談対応  
常時50人未満の労働者を使用する事業者の産業保健活動を支援するため、次に掲げる相談等を含め広く実施する。また、相談の内容によって、職場訪問支援と併せ行う。
  - 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
  - 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - 長時間労働者に対する面接指導
- ▶ 個別訪問による産業保健指導の実施  
常時50人未満の労働者を使用する事業者からの職場巡視、相談対応、労働衛生啓発事業の実施等産業保健に係る訪問指導の要請や、行政からの支援要請に基づき、事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえ産業保健に係る指導等を行う。
- ▶ 産業保健に関する情報提供  
リーフレット等を用いた広報啓発を行う。
- ▶ 地域拠点の運営協議会  
地域拠点の事業運営について検討する。

### 機構本部の業務

- ▶ 産業保健に関する情報提供  
WEBによる産業保健に関する情報提供、リーフレット等を用いた広報啓発などを行う。
- ▶ 産業保健総合支援全国会議  
事業の効果的な運営、関係機関との連携等について意見交換を行い、本事業の円滑な運営のための課題に対処する方策等について検討する。
- ▶ メンタルヘルス相談機関等の情報登録  
厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」に基づき自己適合確認をした相談機関からの登録申請の内容を審査し、適切な申請について登録を行う。さらに、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に提供する。
- ▶ 都道府県拠点・地域拠点への支援・指導  
都道府県拠点及び地域拠点に対する情報提供やセンター間の調整、その他必要な支援及び指導を行う。



「産業保健活動総合支援事業の運営について(案)」からの抜粋

(目的)

- 産業保健活動総合支援事業(以下「事業」)は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育そのほかの健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う産業保健活動を支援することにより、労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を目的とする。

(実施主体)

- 本事業は、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という)が行う。なお、本事業の活動は、都道府県産業保健総合支援センター(以下「センター」という)及びその地域窓口(地域産業保健センターのこと)で行う。

(事業内容)

- 本事業は、次のとおりとする。

- 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者のための専門的研修及び事業者等に対するメンタルヘルス等産業保健対策の普及啓発事業の実施産業保健関係者に対する専門的研修及び事業者等に対する普及啓発事業は、次に示すところにより行うものとする。

ア 産業保健関係者への専門的研修

産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、必要な研修を実施する。

イ メンタルヘルス教育の普及対策の実施

中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーション実施を行うことにより、メンタルヘルス教育の方法について教示する。

ウ 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナーの実施

職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナーを実施する。

エ 産業保健関係者による事例検討会等の実施

産業保健関係者等を参集し、メンタルヘルス対策等産業保健に関する事業場の事例等について討議検討する会を開催する。

- 地域の産業保健関係者等に対する相談の実施及び小規模事業場等に対する訪問支援の実施

産業医等地域の産業保健関係者等からの相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援については、次に示すところにより行うものとする。

ア 産業保健関係者等からの相談対応

